

平成 29 年 1 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 1 月 31 日(火曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 15 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞広 誠也	3 番 松本 増男
4 番 川田 忠宏		6 番 岩宗 勇次
	8 番 高松 敏子	9 番 上杉 卓朗
10 番 門脇 久仁彦	11 番 今村 栄光	12 番 山中 成哲
13 番 岡村 博	14 番 白石 裕二	
	17 番 吉永 まり子	

4. 欠席委員 3 名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記代理	小松 司沙

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 1～6）

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請 3 件

議案第 3 号 非農地証明願

議案第 4 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議長 　　ただいまから 1 月定例会を開催します。本日の出席委員は 13 名であります。欠席者は 3 名です。出席委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は岩宗勇次委員と高松敏子委員にお願いします。

議長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 1～6）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 6 件の利用権設定の案件が出ています。受付番号 1 番ですが、大字和食字下中筋甲 5683 番、甲 5684 番で地目は田、面積は 2,511 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H29 年 1 月 1 日から H38 年 12 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。受付番号 2 番ですが、大字和食字大田甲 5076 番で地目は田、面積は 4,862 m²の内 2,234 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H29 年 4 月 1 日から H49 年 3 月 31 日までの 20 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。受付番号 3 番ですが、大字和食字大田甲 5077 番で地目は田、面積は 637 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H29 年 4 月 1 日から H49 年 3 月 31 日までの 20 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。受付番号 4 番ですが、大字和食字中入野甲 2939 番 1 で地目は田、面積は 2,297 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H29 年 2 月 1 日から H49 年 1 月 31 日までの 20 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでの花卉栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。受付番号 5 番ですが、大字西分字加重甲 5632 番で地目は田、面積は 4,417 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H29 年 2 月 1 日から H49 年 1 月 31 日までの 20 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでの花卉栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。受付番号 6 番ですが、大字西分字新在家甲 5916 番で地目は田、面積は 1,486 m²です。貸付人は〇〇さん、借

受人は〇〇さんです。期間はH29年1月1日からH38年12月31日までの10年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は1反当り6俵です。場所については別紙図面のとおりです。

説明しました6件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定6件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請3件について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請について説明いたします。受付番号18 土地の所在は和食字北江川甲187番1、甲187番4地目は田で現況も田で転用面積は126㎡、譲渡人は〇〇さん、土地の所在は和食字北江川甲187番2地目は畑で現況も畑で転用面積は68㎡、譲渡人は〇〇さん、土地の所在は和食字北江川甲187番3地目は畑で現況も畑で転用面積は41㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、店舗用駐車場を建設とのことです。申請地の北は国道、西は村道で東は申請地との一体利用、南は農地ですが関係者から同意書取得済みです。また、農地区分はごめん・奈半利線和食駅から東へ概ね600mに位置していることからその他の農地(第2種農地)と判断します。昨日に会長、貞広委員、西笛委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号19 土地の所在は西分字大谷口甲6172番他1、地目は田で現況は畑で転用面積は2,427㎡の内1,040㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は太陽光発電設備を建設とのことです。申請地の四方は村道及び河川に囲まれた農地であります。また、農地区分は西分インターチ

ェンジから北へ 300mに位置していることから第3種農地と判断します。昨日に会長、白石委員、松本委員、清藤委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号20 土地の所在は西分字大谷口甲 6172 番他 1、地目は田で現況は畑で転用面積は 2,427 m²の内 1,387 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は太陽光発電設備を建設とのこと。申請地の四方は村道及び河川に囲まれた農地であります。また、農地区分は西分インターチェンジから北へ 300mに位置していることから第3種農地と判断します。昨日に会長、白石委員、松本委員、清藤委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

貞広委員 受付番号18については隣接農地所有者から同意も得ているということで転用することに問題はありません。

松本委員 受付番号19と20についても隣接農地もなく転用することに問題はなりません。

議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請の3件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請3件については、許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 非農地証明願の1件について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第3号議案 非農地証明願の1件について説明いたします。受付番号9番は、申請人は〇〇さんです。申請地は馬ノ上字池ノ谷 1577 番、1579 番、1580 番、1581 番地目は台帳・田、現況・山林で面積は 1,770 m²です。申請理由は

平成5年4月日不詳より、車の入る道もなく耕作に不便であったため耕作放棄地となり、現在は山林になっているとのこと。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

上杉委員 昨日30日に、吉永会長、吉永委員、事務局で現場を確認致しました。申請地は岩倉池から下に約450mにあります。長年に亘り、耕作していないので雑草が生え山林状態になっています。

議 長 関係地区委員さんの報告が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第3号議案 非農地証明願の1件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第3号議案 非農地証明願の1件については、許可いたします。

議 長 続きまして第4号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで1月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後2時30分)

議事録署名委員

岩宗 勇次

議事録署名委員

高松 敏子